

令和８年度「道の日」道路清掃作業実施要領

1 日 時 令和８年８月５日（水） ８：４５～１０：００【雨天中止】

2 日 程

８：４５ 大分県佐伯総合庁舎玄関前集合
（佐伯市長島町１丁目２番１号）

８：５０ 開会行事
・所長あいさつ
・注意事項

９：００ 作業開始

１０：００ 作業終了予定

3 作業範囲

国道２１７号（佐伯トンネル～一本松交差点）約５.１ｋｍ

国道３８８号（佐伯駅前～海運橋～新佐伯大橋）約３.７ｋｍ

※具体的な作業範囲・区間については、別添のとおり。

4 注意事項

（１） 作業内容は、車道、歩道及び道路周辺のごみ拾い、除草等の清掃作業です。
（草刈り機等は使用せず、手で抜ける程度の除草）

（２） 作業場所へは、各所属、団体の車で移動をお願いします。

（３） ごみは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」に分別し、ごみ袋に入れてください。

なお、ごみ袋は一人２枚用意しています。ペットボトルは燃えるごみの袋に入れてください。

（４） ごみ袋は佐伯総合庁舎に持ち帰っていただくか、交通の支障とならないように道路脇に置いてください。後ほど収集車が巡回収集します。

（５） 佐伯総合庁舎の職員は、ごみが少量の場合、庁舎まで持ち帰り、庁舎西側のごみ集積場に置いてください。

（６） 軍手、タオルを配布します。

（７） 作業終了予定の１０時になったら、各自解散してください。

（８） 交通事故、熱中症には十分注意をしてください。

（９） この活動は各団体から任意で御参加いただくものであり、事故等が発生した場合は、各団体で対処していただくようお願いします。

（公務災害、労災保険、ボランティア保険等による対応をお願いします。）